

第 44 号	 J R 東労組バス関東本部	
発行日 2025.10.16		J R 東労組ホームページ

申 2 号 「高速バス統括本部の設置及び体制、 関係規程の改正について」に関する申し入れ

第 2 回団体交渉

10 月 16 日 13 時より本社会議室において、申 2 号について議論を行ってきました。

10 月 1 日基準で動いたのは、組織を作ったこと・鹿島と新城をベース化したことであり、まだ出面も変えていない。運行指令が 24 時間張り付いて指令を出すというのは、11 月 1 日からを予定している。迂回指示について今後は、しっかり届け出などをして、同じ所で管理して同じ指示を出していこうという事。その上で遅れるかどうかは別。同じ会社なのに通るところが違うとかそういうのは管理として最悪だから、それを一本にしようということ。

無線の調子が悪いという件は、教えてほしい。教えてくれないと直せない。古くなっているもので、不具合は言ってほしい。現状、何も体制を変えてはいない。今月出来ないものは、先月も出来ない。元々それだけ出来ない事がいっぱいあった。それをしっかりしていこうというのが今回のことである。

高速バス統括本部として一つの事業場として認められるか、道路運送法上と労基法上、どちらも聞きに行って解釈を得ている。労基法上も細かい解釈まで持っている。最低賃金だけ合わせた方がいいということで、必要なところで発令している。場所的な地理的条件では、何も問題ない。あくまで出退勤箇所であり、事業所としてそこで事業を営んでいなければいい。などが返答の要旨でした。

※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！